

長野県総合計画審議会議事録

1 日 時：平成21年 8月28日（金）午後 1時30分～ 3時10分

2 場 所：長野県庁 3階 特別会議室

3 出席者

委 員：小宮山淳会長、青山佳世委員、有吉美知子委員、小口寿夫委員、小坂樫男委員、
小林貫男委員、近藤光委員、田村政志委員、樋口一清委員、藤原忠彦委員、
松岡英子委員、宮原則子委員、矢澤利夫委員

長野県：企画部長 望月孝光、企画参事 井口裕之、企画課長 島田伸之、政策評価課
長 土屋嘉宏、企画課企画幹 吉沢久ほか

4 議事録

（進行：企画課 吉沢企画幹）

本日はお暑い中、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから長野県総合計画審議会を開催させていただきます。私、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます、企画部企画課の吉沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様のお出席状況につきましてお知らせします。現在11名の委員にご出席をいただいております、総合計画審議会条例第6条に定める半数以上の定足数を満たし、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、藤原委員及び宮原委員から、少々遅れる旨の連絡をいただいております。また、太田委員及び古田委員からは、本日は都合により欠席される旨の連絡をいただいております。

それでは最初に、長野県企画部長望月孝光からあいさつを申し上げます。

（望月企画部長）

審議会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろ県政の発展のために格別のご協力を賜っておりまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。このたび新たに当審議会の委員のご就任をお願い申し上げました皆様方には、大変お忙しい立場にもかかわらず快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、引き続き委員をお願いしております皆様におかれましても、ご多用中とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、本県の中期総合計画でございますけれども、昨年度から5か年間の計画期間ということでスタートしております。そこで今年度より新たな政策評価制度を実施いたしまして、計画を着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

ご案内のように、この評価制度は、県の自己評価に加えまして、総合計画審議会の皆様方による第三者評価を行うということで、客観的な評価をお願いしております。そこで今年度でございますけれども、平成20年度を対象といたしまして、4月から6月にかけて私どもで作業をいたしまして、県としての自己評価をまず固めてみたわけで

ございます。それを評価書原案と申しますけれども、その後、当審議会の政策評価部会におかれまして、7月から8月という暑い中集中的にご審議をいただきまして、県の評価に対する総合計画審議会意見(案)という形で取りまとめをお願いしたところでございます。本日は、その意見(案)をもとにご報告、ご審議をいただきまして、当審議会としての意見を確定していただきたいと考えているわけでございます。

経済は依然として厳しい状況にございますけれども、県といたしましては、何としましてもこの中期総合計画に掲げた目標の達成を目指して、計画を着実に推進していく必要があると思っております。

どうか本日は、委員の皆様方の忌憚のないご意見と、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(吉沢企画幹)

本日の審議会ですが、今回、新たに委嘱を申し上げた委員がおられますので、私のほうから、委員の皆様をご紹介申し上げたいと思います。

(委員名簿に添って会長、委員を紹介)

次に本日の会議資料でございますけれども、事前に郵送させていただきまして、本日も持参をお願いしました資料、資料番号1から3までとなっておりますが、よろしいでしょうか。

それと、本日のこの会場ですけれども、今、エコの時代ですので、冷房温度、比較的高めに設定しております。上着等をとっていただいでよろしく願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は総合計画審議会条例の規定により、会長が務めることとなっておりますので、小宮山会長をお願いしたいと思います。

会長、よろしく申し上げます。

(小宮山会長)

それでは、まず会長として一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、先ほどご紹介がございました新しい委員の皆さんもお迎えして、本年度初めての審議会でございます。委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

改めて申し上げるまでもございませんが、当審議会は、本県の総合的な発展に関する重要事項及び国土利用に関する事項などを、調査・審議するために設置されているものでございまして、本県の将来、進むべき方向を示す極めて重要な審議会でございます。

さて、本年度から始まりました中期総合計画主要施策等評価制度では、中期総合計画の推進のため、県は当審議会に県の自己評価に対する意見を求め、より客観的で的確な評価とすることとしており、当審議会の果たす役割は大変大きなものがございます。

このため、先ほどの企画部長のごあいさつにもありましたが、審議会名簿にありますように、7月に樋口委員ほか4名の方に政策評価部会の部会員をお願いいたしまして、極めて短期間で県の自己評価に対する意見案をまとめていただきました。部会員の皆様方、大

変ご苦労様でございました。今回の審議会で、当部会から意見の案の報告をいただき、それを審議の上、この審議会の意見を確定したいと存じます。委員の皆様方には、この審議の趣旨をご理解の上、所期の目的が達成されますよう格別のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、審議に先立ちまして、私のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、会議事項の「平成21年度中期総合計画主要施策等評価について」、これを議題といたします。まず中期総合計画政策評価部会での審議内容と、県の自己評価に対する総合計画審議会の意見（案）につきまして、政策評価部会長でいらっしゃる樋口委員よりご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

（樋口委員）

樋口でございます。それでは資料に沿いまして、部会での審議結果をご報告したいと思います。

資料でございますが、まずお手元の資料 - 1 をご覧いただきたいと思います。「平成21年度中期総合計画主要施策等評価の経過」という資料でございます。

本部会でございますが、主要施策等評価につきまして、県の自己評価が4月から7月の上旬まで実施されまして、原案が作成された上、企画調整委員会において原案の確定をされております。この県の自己評価をベースにいたしまして、これにつきまして第三者評価を行うという形でございます。

今回が初めての部会でございます。この評価方法、評価の進め方について、委員の皆様からいろいろご意見をいただきました。また、本部会は5名で構成されておりますが、5名の方々のそれぞれのご専門以外の分野もいろいろございましたので、部会での審議とあわせて、委員の皆様から並行してご意見をいただいた上で、部会での原案をまとめるようにいたしました。

部会は7月14日、7月27日、8月5日、8月17日の4回開催をいたしました。最初に県の自己評価についての内容の把握をいたしまして、それに基づきまして、原案について審議をし、意見を取りまとめ、あわせて評価制度自体のあり方についても検討をいたしました。

今後のスケジュールでございますが、本日、総合計画審議会で私どもから、部会の案をご説明いたしまして、ご了解を得られました場合には、9月に県で企画調整委員会を開かれた上、評価結果の公表、県民意見の募集、それから県議会9月定例会への報告ということでございます。それから10月から1月には、施策検討と予算編成等へこの意見を反映をしていくということです。そういう流れで評価をしたものをフィードバックして、県の行政の中に活かしていくというプロセスを今後、予定しております。

お手元に、皆様に既にお配りしました県の自己評価書のコピーがございます。具体的な説明に入ります前に、この県の自己評価書をご覧いただきたいと思います。1ページ開いていただきまして、1ページのところに全体の評価制度の概要ということが書いてございますので、新たに委員になられた方もおられるようですので、概要についてご説明したいと思います。

当評価は、中期総合計画が平成20年度から24年度までの5年間の期間になっておりますが、そこに掲げられました主要施策の実施状況について、客観的で的確な評価を実施して、

先ほど申し上げましたように、その結果を施策等に直接的に反映をしていくものです。そういう形で県民に対する説明責任を果たし、中期総合計画の着実な推進を図っていくというものでございます。

中期総合計画におきましては、44の主要施策が掲げられておりますが、この44の主要施策については、127項目の達成目標というものが定められておまして、具体的に数値で達成状況を把握をするという形になっております。44の主要施策は5つの施策の柱に分かれておまして、ここにございますように1から5まで、「自然と人が共生する豊かな環境づくり」、「地域を支える力強い産業づくり」、「いきいき暮らせる安心・安全な社会づくり」、「明日の担い未来を拓く人づくり」、「交流が広がる活力あふれる地域づくり」、この5項目にそれぞれ施策の内容が分類をされております。その中に達成目標が、ここに書いてございますように、項目ごとにございます。

また挑戦プロジェクトというものがございます。将来を見据えた中・長期的な視点から、魅力的な長野県を築いていくため、積極的に挑戦していくべき分野横断的なテーマということで、左側の施策をベースとして、更に意欲的にかつ中・長期的な視点から、ここに掲げた7つのテーマについて挑戦をしていくものです。こういう評価制度の構成になっておまして、この内容につきまして今回、先ほど申し上げましたように、県が自己評価をしておまして、私どもはその自己評価をベースにして評価をさせていただくと、こういう仕組みでございます。

恐縮ですが、資料に戻っていただきまして、資料 - 2 をご覧いただきたいと思ひます。「中期総合計画主要施策等評価書原案（県の自己評価書）に対する総合計画審議会意見（案）」という資料でございます。

これらの施策については、県の自己評価、それと県民のアンケートをベースにして、既に一定の評価の原案というものが作成されております。この県の自己評価の妥当性の評価、それから施策を推進するに当たっても、「妥当」等の評価に限らない、今後どういふふうに進めていくべきかという意見、この2つの項目について、私どもとして部会で作業をいたしました。

県の自己評価の妥当性の関係でございます。自己評価の妥当性の検証につきましては、「妥当」、「概ね妥当」、「妥当でない」という3つのカテゴリーを設けまして、第三者の立場で、県が行った自己評価の妥当性について検証を行ってまいりました。

枠で囲みました「県の自己評価の妥当性に関する意見の区分」というところをご覧いただきたいと思ひます。まず総括的な状況を申し上げたいと思ひます。県の自己評価につきまして、県の自己評価が「妥当」であるというものは29施策ございます。それから「概ね妥当」というものです。「概ね妥当」ということの意味でございます。県の自己評価に大きな問題がないものの、分析に不十分な点がある場合などは、「概ね妥当」という評価をするということになっておまして、その「概ね妥当」という評価をした場合には、何が「概ね」であるのかということで、続けて評価上の留意事項や関連した施策推進の意見などについて付記するということとされております。この「概ね妥当」というものが15施策ございます。

それから、「妥当でない」というものがあつた場合には、「妥当でない」という評価をすることになっております。今回は第1回目の評価であるということでございます。中期

総合計画が作られて最初の評価という時点でありますので、「妥当でない」ということにつきましては、審議をした結果、最終的には今回は該当するものはないということになりました。今後、計画を推進するに当たって、「妥当でない」というケースも起こり得るということで、カテゴリとしては、「妥当でない」という評価基準を設けてございます。

また、自己評価の妥当性とあわせて、中期総合計画の着実な推進を図る観点から、施策の推進に当たって特に必要な視点、重点的に取り組むべき事項等について意見を付記をするという形をとらせていただいております。ただ、すべての項目について、県が今行っておられます政策について、それを更に評価していただきたいというようなことを書くということになりますと、意見が膨大になりますので、特に今回、審議会として付記すべき意見を絞り込んで、特に付記意見について書くようにいたしました。

それから大きな2番目でございますけれども、先ほど申し上げました7つの挑戦プロジェクト、これについても実は部会の中で扱いをいろいろ議論をいたしました。主要施策につきましては、具体的に達成目標というものが数値で決まっておりますので、評価の仕方については、ある程度方法、方向や骨格がきちんとしているわけでございますけれども、挑戦プロジェクトにつきましては、そのものの性格も中・長期的なものでありまして、また、私どもの評価の仕方、あるいは評価になじむのかどうかということも含めまして、部会の中でさまざまな議論がございました。私どもとしては、今回は、「妥当」とか「概ね妥当」とか「妥当でない」という数値目標をベースにした評価基準は用いずに、挑戦プロジェクトの進捗状況に対して審議会としての意見（案）というもので、挑戦プロジェクトの趣旨を踏まえて、プロジェクトを更に推進する観点からの意見というのを記載するようにいたしました。以上が全体でございます。

本日は時間に制約がございますが、44の主要施策及び7つの挑戦プロジェクトについて、これから一項目ずつご説明をしたいと思います。まず資料-2の2ページをお開きいただきたいと思っております。主要施策ですが、番号がついてございます。あらかじめお手元に皆様にもお配りをしてございますので、皆様もご覧いただいていると思っておりますので、簡略にご説明したいと思います。

1のカテゴリでございますが、これは先ほどご説明しましたように、「自然と人が共生する豊かな環境づくり」という全体の施策の柱がございまして、これを1で分類しております。1-01から08まで8本の施策があるわけでございます。これらにつきまして、紙面の都合上、県の自己評価はこの資料には記載してございませんが、お手元に本日配付されております資料の中に、県の自己評価が記載されております。

これも既にご覧いただいていることと思っておりますが、ご参考までに1-01について厚い資料の23ページをご覧くださいますと、主要施策評価調書の1が「施策の概要」で「施策のねらい」、「施策の展開」が記載されておまして、2が「施策の達成状況」で(1)に「進捗状況」、「施策進捗度」とございまして、(2)に「取組の主な成果の状況(20年度実績)」、それから3として「課題と今後の取組方針」があり、4というところが空欄になっておまして、「総合計画審議会意見」となっております。24ページの下の部分ですが、この「総合計画審議会意見」のところに、この2ページ以下にご紹介する意見（案）を記載するという形でございます。以下、施策評価調書の付表、それから県民アンケートの調査結果が後

るにつけられる形になっております。各項目ごとにこのような形で整理をされておりまして、項目ごとに意見をまとめたという形でございます。

1 - 01は、「参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進」ということでございます。県の自己評価について、本項目については「概ね妥当」という評価をしております。地球温暖化につきましては、「達成目標の状況が厳しい中、経済情勢や各種の数値を把握・分析する必要がある。」のではないかとということで、更に一層の努力が必要であるという認識でございます。県民の地球温暖化防止の意識醸成は進んでおりますが、「具体的に削減していくための県民・事業者・行政が連携したより効果的な取組が、地球温暖化防止対策の広報・啓発をより一層進める必要がある。」ということでございます。非常に真剣な取組があることは事実でございますが、結果として、地球温暖化に対する対応というものを更に推進していかなければ目標が達成できないという状況でございます。

私ども、地球温暖化全体についての政策というよりは、その県の自己評価についての意見というのがこの部分に記載されているわけでございます。以上、同様な形で、時間の制約もございまして、簡潔に申し上げたいと思います。

1 - 02は、「未来へつなぐ森林づくり」でございます。これについては、県の自己評価は「妥当」とあるということでございますが、特に特記事項がございまして、森林づくり県民税活用事業、これがスタートしたわけでございますが、この一層の広報活動に努めるとともに、森林の適正な管理を推進する必要があるということです。ここでは意見としては、県の自己評価は「妥当」とした場合には、この付記意見はあまりつけないという方向で最終的には整理いたしました。

実は委員の皆様からは幅広いご意見をいただきました。今回が初めてということで、ご意見の形もさまざまございました。したがって「妥当」とあるということであっても、更に激励を込めた意味でご意見をいただくというようなものも多数ございました。ただ、ここにつきまして、私どもとしてはわかりやすさということも考えまして、「妥当」とした場合には、付記意見については、特段のことがない場合には、ここでは記載をしない形でございます。ただ、今回いただきましたご意見につきましては、県の事務方にもお伝えをいたしましたし、また今後、部会として議論していく上では非常に重要なものになってくると思いますので、今回のこの評価書の中のこの欄には記載しないということでございます。

1 - 03、1 - 04でございますが、「良好な水・大気環境の保全」、「豊かな自然環境の保全」です。これについては、県の自己評価は「妥当」とあるという評価をいたしました。

1 - 05でございます。「資源循環型社会の形成」でございます。これも1 - 01と同様の状況がございまして、県の自己評価は「概ね妥当」とあるけれども、特にこれについては委員の方からご意見ございまして、「産業廃棄物処理事業者等への立入検査による指導件数や県民が心配している不法投棄対応についての成果を明確に示して説明する必要がある。」ということで、更に幅広い項目についてチェックをして、施策への取組というものを明確にしていく必要があるということございまして、特にこの部分について付記をしております。

実は、この部分だけではございまして、他の項目についても、127の達成目標では表しきれない部分というものもございました。達成目標はもう絞り込んだ目標でございますから、その数値目標だけを見て施策の状況を決めることは難しいものがあるわけござい

まして、そういったものについては、適宜、関連する指標等を用いて、政策評価をしていくべきではないかというご意見がございました。そこを踏まえまして、県の自己評価について、更にこういった項目についてチェックをした上で付加していくことが望ましいという趣旨でございます。

1 - 06でございますが、「環境保全活動の推進」です。これも「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、地球温暖化防止に関する環境教育の状況を把握し、効果的に進める必要がある。」と、「環境保全活動への広範な事業者の参加が可能となるよう、小規模な事業者への普及・啓発、支援などを進める必要がある。」ということでございます。環境問題全般について、非常に厳しい達成状況という事実がございました。そういう中で環境教育、あるいは小規模事業者への普及・啓発等についても配慮していく必要があるということをご付記させていただきます。

1 - 07、「美しく魅力的な景観づくり」の県の自己評価は「妥当」であるということでございますが、ここでは取組について「国際的な視点や観光地の魅力向上という視点から検討する必要がある。」ということをご付記させていただきます。

1 - 08でございますが、「農山村における多面的機能の維持」です。「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、有害鳥獣による被害が引き続き高い状況にあるため、二ホンジカの捕獲等による効果を検証しつつ有効な対策を検討していく必要がある。」と、「遊休農地の解消に当たっては市町村、農業委員会と農業団体等との連携が必要である。」「信州の環境にやさしい農産物認証制度の普及・定着には、環境にやさしい農産物の有利販売の促進が必要である。」この点についても委員の皆様から多数のご意見をいただきました。そういった状況を勘案しまして、以上のような意見を取りまとめさせていただきました。

以上が第1項目、「自然と人が共生する豊かな環境づくり」でございます。

同じような形で5項目について評価をしてみました。それで、第2の項目でございますが、資料 - 2 の3ページをご覧くださいと思います。「地域を支える力強い産業づくり」、これは8項目が対象になっております。

この部分は産業の関係でございます。産業の関係につきましては、リーマン・ショック以降、経済情勢が非常に厳しい状況になっておりまして、県が政策の努力をするだけでは、これまでの中期計画に基づく努力をするだけでは、問題解決は図れないというような新たな局面も出てきたわけでございます。特に雇用問題等、非常に厳しい状況のもとで、県におきましては新たな政策による努力をしておられるわけですが、今回は、基本的には中期総合計画で定めた政策の方向性についての、県の自己評価に関する評価でございます。

2 - 01、「世界へ飛躍するものづくり産業の構築」でございます。県の自己評価は「妥当」であるということでございます。ただ、今、申し上げましたように、県が自己評価で評価しているように、非常に厳しい経済情勢のもとで、これまでの政策は一定の成果が上がってはおりますけれども、「雇用情勢等が引き続き低迷しているということから、ものづくり産業への支援の継続強化が必要である。」ということ、それから、「平成24年開催の技能五輪全国大会に向けた取組を一層促進する必要がある。」こういった点について、特に付記事項として掲載しております。

2 - 02、「観光立県『長野』の再興」でございます。これは、「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、観光地利用者数、観光消費額が減少している状況について、経済状況以外

の要因の分析も必要である。」また、「旅行者の視点や気持ちに立ったホスピタリティのレベルアップに一層取り組むとともに、健康・長寿など信州の特徴や旅行者の嗜好に合わせた『食』の提供により誘客を図ることが必要である。」と意見を取りまとめております。これも委員の皆様からいただきました意見を付記させていただきました。経済情勢が厳しい中で、観光をめぐる状況、非常に厳しい情勢が続いておりますが、そういった中でも、今後の取組に関する意見というものを付記させていただきました。

2 - 03、「地域が輝く元気な農業・農村の構築」でございます。これも「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、県民にわかりやすいように、就農者数、高齢化の状況、遊休農地の推移等について数値を示して説明する必要がある。」、「農産物価格の低迷、資材高騰により農家所得が減少しているので、農家手取りの確保が重要課題である。」、「担い手育成など、関係団体、市町村、県等が課題等を共有し、役割分担による一体的な推進が必要である。」ということで、現在の経済情勢の厳しさの中で、状況変化に対応していく必要があるということの特記を付記させていただきます。

2 - 04、「持続可能な林業・木材産業の振興」でございますが、県の自己評価は「妥当」であるということです。林業についても、皆様のご意見を踏まえまして、「林業・木材産業を支える担い手の育成や、より効率的な木材生産・供給体制等の整備を推進して経営体制の強化を図るとともに、県産材や木質バイオマスの利用促進を図る必要がある。」という意見を付記させていただきます。

2 - 05、「地域に根ざした建設産業の振興」これについては、県の自己評価は「妥当」であるということでございます。

2 - 06、「活力ある商業・サービス業の振興」これは県の自己評価は「妥当」であります。厳しい経済環境の中で、人材の養成とか、意欲的・個性的な取組への重点的な支援が必要ではないかということ、特に付記意見として載せております。

2 - 07、「長野県のブランド創出促進と発信力向上」でございます。これも、こういう厳しい経済情勢を乗り越えるためにも、ブランドというものは非常に重要な戦略上のポイントになるということございまして、「様々な分野のブランドの融合による相乗効果で新たな魅力を創り出し、県全体のブランド発信力を強化するとともに、世代に応じた、多様できめ細かなブランド戦略の推進が必要である。」という意見を載せさせていただきます。

2 - 08、「雇用の確保と安心して働くことのできる労働環境づくり」ですが、現下は非常に厳しい情勢にあります。「県の自己評価は『概ね妥当』である。達成目標から見た施策進捗度は『全体的に順調』であるが、全国や県内の失業率や有効求人倍率の状況等を分析するとともに、雇用の促進を図るため、よりきめ細かい取組が必要である。」ということでございます。達成目標から見た施策進捗度ということは機械的に評価できる形になっておりますが、これはある意味で、デメリット、メリットがあります。数値目標があり、それを達成すれば、施策の進捗度として目標をきちんと達成しているということになるわけでございますけれども、ご案内のとおりでございます。雇用情勢のような非常に厳しい現状がありますと、そういう達成目標だけで問題を判断することがしにくい状況が出てくるという状況でございます。

ちなみに、2 - 08の資料をご覧いただきたいと思いますが、厚い資料の100ページでございます。「雇用の確保と安心して働くことのできる労働環境づくり」ということござい

まして、「施策の達成状況」の「達成目標の進捗状況」というところをご覧くださいと、「進捗状況」の指標は、育児休業取得率（男性、女性）、年間総実労働時間数、Ｉターン事業による就職確認数ということで、この数字自体については、評価が「概ね順調」、「順調」ということをごさいます、それを機械的に提示しますと、「全体的に順調」ということになるわけをごさいます。構造的な要因として、ここでは目標を設定していることになるのかと思いますが、循環的な要因といいますが、現下の雇用情勢ということ踏まえますと、この意見にありますように、失業率や有効求人倍率といったことを勘案しながら施策を進めていく必要があるということです。もちろん、そういった観点で県でも取組をしておられるわけをごさいますけれども、これはこの中期総合計画という計画の性格にも関連いたしますが、そういった点について更にきめ細かく分析をして、県の皆様に情報を提供していく必要がありますし、それを踏まえた施策ということを、位置づけをきちんとしていく必要があるのではないかとごさいます。以上が「地域を支える力強い産業づくり」、８項目をごさいます。

次が３番目、「いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり」、１３項目をごさいます。

資料 - ２の３ページ一番下をごさいます、３ - 01、「健康長寿県の確立」については、県の自己評価は「妥当」であるということをごさいます。「特定健康診査・特定保健指導については、受診者への周知方法や受診機会の提供など、関係者間の連携を強化する必要があります。」、「自殺者の増加が著しいことから、地域保健対策や関係者の連携などの対策を更に検討していく必要がある。」ということで、委員の皆様からのご意見を踏まえ、付記意見を載せてごさいます。

次が４ページをごさいます。３ - 02「安心で質の高い医療の確保」です。県の自己評価は「妥当」であるということをごさいます、が、「施策に関する取組は着実に成果が上がりつつあるが、良質な医療の確保に対する県民の要望は切実であり、取組を推進していく必要がある。」ということで、県民の皆様の意向も踏まえ、良質な医療の確保ということについて特に特記をしてごさいます。

３ - 03、「安心して子どもを生み育てられる環境づくり」、これにつきまして、県の自己評価は「概ね妥当」ではありますが、「達成目標のうち、目標を上回る実績が得られた『放課後児童クラブ登録児童数』については、市町村ごとの状況等の分析も加えた上で、今後の取組の方向を明らかにする必要があります。」といたしました。放課後児童クラブ登録児童数については、全体の数字が出ておりますが、市町村ごとに事情がいろいろ異なっておりますので、そういった状況については把握をしていく必要があるという趣旨をごさいます。また、「児童虐待問題に的確に対応するための児童相談体制の充実や、児童福祉施設の第三者評価の推進など、児童福祉の充実に向けた取組についても更に推進する必要があります。」ということをごさいます。

３ - 04、「高齢者がいきいきと生活できる社会づくり」をごさいます。「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、第４期高齢者プランの策定に合わせて新たに設定した平成23年度の目標により更に施策を推進していくということを明示する必要があります。」ということをごさいます。「介護保険事業者によるサービスの提供については、医療との連携強化や認知症対応の充実など、より専門性と質の高いサービスの提供と事業者の経営・運営対策が重要である。」ということをごさいます。

3 - 05でございます。「障害者が自立して生活できる社会づくり」、これも県の自己評価は「妥当」であるということでございますが、障害者を取り巻く雇用環境が非常に厳しい状況にあるわけでございますので、「地域生活の移行を進める上でも就労は重要な課題であるため、障害者の就労促進に向け特に支援が必要である。」という委員の皆様のご意見を付記させていただいております。

3 - 06ですが、「地域の支え合いによる福祉の推進」、これも県の自己評価は「妥当」であるということです。ただ、「高齢者への豊かな生活環境の提供に向けては、今後、高齢者に生活しやすい住環境づくり支援や安心して暮らせる資産管理支援の取組を進める必要がある。」ということでございます。委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。ちょっと抽象的な表現になっておりますけれども、そういったものをまとめさせていただいております。ただし、その内容につきましては、冒頭に申し上げましたように、具体的に意見を事務局にもお伝えしてございますので、表現の記載の欄が限られておりますので、抽象的な形でございますが、その中にまとめさせていただいております。

3 - 07、「だれもが安心できる日常生活支援の充実」です。これは「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、達成目標の実績値が得られないため、より多面的な資料等に基づいた分析を行い、施策を推進する必要がある。」ということでございます。まだ初年度ですので、達成目標の実績値が出てきていないというものも多数ございます。これにつきまして、後ほど制度のあり方について部会の中の意見をご紹介をしたいと思います。いずれにしましても、達成目標そのものの数値が得られないとしても、さまざまな資料によって政策の評価を行って、施策を推進していく必要があるのではないかということでございます。

3 - 08、「災害に強い県土づくり」、これは、「県の自己評価は『妥当』である。」と、「県内には自然災害の発生危険箇所が多いことから、効果的かつ効率的な防災事業の実施により、安全・安心な県土づくりを進める必要がある。また、工事に当たっては、自然豊かで優れた景観を有する観光県という特性を踏まえ、環境と景観にも配慮する必要がある。」ということでございます。

3 - 09、「地域防災体制の強化」でございます。「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、大規模地震等に備え、住宅の耐震化状況を分析し耐震対策に対する広報・啓発を行う必要がある。」と、「少子高齢化の進展等に伴う、地域ごとの住民の実情に即した安心・安全策の確保・強化を進める必要がある。」ということでございます。

3 - 10、「犯罪のない社会づくり」です。「県の自己評価は『妥当』である。」と、「重要犯罪検挙率が『遅れている』との評価であり、安全・安心な社会づくりのために、検挙率引き上げに向け、一層の取組が必要である。」ということでございます。

5ページにまいりまして、3 - 11でございます。「交通安全対策の推進」、これは、「県の自己評価は『妥当』である。」ということでございます。

3 - 12、「消費生活の安定と向上」、これについても、「県の自己評価は『妥当』である。」ということでございますが、ご案内のとおり、消費者庁が近々発足するという状況でございますので、国、地方の消費行政が抜本的に評価される可能性がございます。そうした中で、長野県の実情を踏まえて、「高齢者への安心・安全情報の提供体制の確立、地域の消費者相談体制の強化、消費者の普及啓発等、実情を踏まえたきめ細かな施策」を推進していく必要があるのではないかとということについて、付記意見で述べてございます。

「食品・医薬品等の安全確保」、3 - 13でございます。これにつきましては、「県の自己

評価は『妥当』である。」という評価でございます。

駆け足で恐縮でございますが、4番目でございます。「明日を担い未来を拓く人づくり」、これは4項目でございます。4-01から4-04でございます。

4-01でございますが、「確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実」です。「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、より多面的な資料等に基づいて的確な分析を行うことにより、確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む教育を更に推進する必要がある。」ということで、評価に当たって、施策の状況を把握できるようなデータを更に活用していくべきであるということでございます。

4-02、「生涯を通じた学びや育ちの環境づくり」については、「県の自己評価は『妥当』である。」と、「生涯学習施策の推進に当たっては、高等教育機関等の取組との連携を図っていくことを検討する必要がある。」ということで、高等教育機関等との連携ということを特記してございます。

4-03、「生活を彩る文化芸術の振興」、これは県の自己評価は「妥当」であるということでございます。

4-04、「豊かなスポーツライフの実現」、これも「県の自己評価は『妥当』である。」と、「総合型地域スポーツクラブの設置状況が全国平均より低い状況も踏まえ、より多くの県民がスポーツに親しむことのできる環境づくりに向けた取組が必要である。」ということでございます。

第5項目でございますが、5ページの5-01からでございます。「交流が広がり活力あふれる地域づくり」ということで、11の項目が挙げられてございます。

5-01、「市町村が主役の地域経営の確立」ということでございます。「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、目標値が増加である指標については、判定基準等を明確にするとともに、自主的・主体的な地域づくり活動への支援については、より掘り下げた分析が必要である。」と、「活力ある地域を築くため、各地域の課題等を市町村と共有することや、元気な地域づくりへの支援に取り組む必要がある。また権限移譲については、今後も市町村の意向に沿う形で行う必要がある。」ということでございます。

5-02、「ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり」、これは県の自己評価は「妥当」であるということでございます。

6ページをご覧いただきたいと思っております。5-03、「人権が尊重される社会づくり」、これは、「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、最近の経済状況の急激な悪化等が県民の人権尊重意識の悪化の一因という指摘もあり、取組の成果については更に幅広い観点からの評価の検討が必要である。」、「人権啓発イベントについては、参加者数が限られるため、広く県民に浸透させるよう、更に努力する必要がある。」ということでございます。

5-04、「男女共同参画社会づくり」でございます。これにつきましても、「県の自己評価は『概ね妥当』であるが、更に幅広い観点からの分析について検討する必要がある。」と、「男女共同参画社会づくりに向け、県が率先して審議会委員等への女性登用や仕事と子育てを両立するための環境整備等に積極的に取り組む必要がある。」ということで、県が一層、こういった問題に積極的に取り組む必要があるということを指摘しております。

5-05、「国際性あふれる社会づくり」、これについては、県の自己評価は「妥当」であ

るということでございます。

5 - 06、「元気な農村づくり」については、「県の自己評価は『妥当』である。」「農山村地域の活性化に向けて、担い手育成や農地の有効利用等に関係団体、市町村、県等が連携して取り組むとともに、地域資源の活用や環境にやさしい農産物の有利販売等により農家所得の確保が必要である。」と、「医療、福祉、保健分野、地域交通の面での環境整備が必要である。」ということでございます。

5 - 07、「快適で暮らしやすいまちづくり」は、県の自己評価は「妥当」であるということでございます。「都市基盤計画の見直しについては、市町村と密接に関連している業務であるため、地域の状況を考慮して十分な検討の上進める必要がある。」と、委員の皆様のご意見を踏まえまして、付記意見をつけております。

5 - 08、「高速交通ネットワークの整備」、これも県の自己評価は「妥当」であるということでございますが、特に意見をつけまして、「札幌便・福岡便の早期の復便を確実なものとするとともに、信州まつもと空港の活性化のため、一層の利用促進を図る必要がある。」ということでございます。

5 - 09、「道路ネットワークの整備」、これは、県の自己評価は「妥当」であるということでございます。

5 - 10、「公共交通ネットワークの確保」でございます。これについては特に付記意見をつけてございまして、自己評価は「妥当」ではありますが、「バスネットワーク等を取り巻く環境は厳しいが、将来にわたり維持・存続していくことが重要なことから、今後もバスネットワーク等の確保に向け、利便性の向上や利用促進等の取組を推進する必要がある。」ということで、公共交通ネットワークをしっかりと確保していく、特にバスネットワークを確保していくということについて意見を載せてございます。

5 - 11、「高度情報通信ネットワーク社会の推進」、これについては、県の自己評価は「妥当」であるということですが、「情報格差の是正は着実な効果を上げている。また、電子申請等については、県民の利便性向上のために更なる取組が必要である。」ということでございます。

以上、駆け足でございましたが、5つの柱、44の主要施策についての県の自己評価に関する、その妥当性の検証、それから施策推進に当たっての審議会としての意見を、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、整理をいたしました。

引き続きまして、時間の関係がありまして駆け足で大変恐縮ですが、7ページをご覧ください。挑戦プロジェクトでございます。挑戦プロジェクト7項目につきましても、意見（案）を載せてございます。

挑戦プロジェクトにつきましては、その性格が中・長期的な視点からの挑戦していくテーマだということであり、また分野横断的なテーマであるということから、先ほどご紹介しました44の主要施策とは異なる観点から、審議会として評価を行っていったほうがいいのではないかと思います。特に冒頭にお断りしましたように、審議会として積極的にこの挑戦プロジェクトが実現するために、重要な視点、それから取り組むべき施策等についても意見を付記をするという形で、今回、整理をいたしました。それがまた中期総合計画の評価が進んでまいりますと、挑戦プロジェクトの進捗状況等、更に具体的なものになって

くると思いますので、その際にはまた改めて、その評価の仕方について研究していく必要があるかと思いますが、とりあえず内容を紹介したいと思います。

「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」でございます。マーケティング支援センター等の設置による支援体制の充実等、一定の成果を得ていますが、特に先ほど申し上げましたように、リーマン・ショック以降の厳しい経済情勢のもとで、観光消費額等が減少して、有効求人倍率が過去最低を更新するなどの経済情勢が大変厳しいということで、「経済情勢を多角的に分析するとともに、農工商、産学官連携等によって、新しい産業の創出を図ることが特に重要」ということを強調してございます。また、「優れた素材を活用した加工品の研究や地域資源を活用した商品の開発等を促進するとともに、関係者が一体となった人材の育成や各産業分野でのさらなるマーケティング力の強化等により、県民所得の向上につなげていくことが必要である。」ということでございます。

県民所得そのものは最終的なゴールでございまして、それを達成するためには、各施策項目でも指摘してきましたような、それぞれの施策が充実をしていくことが必要だということでございます。

第2の挑戦プロジェクト、「市町村が主役の元気な県づくりへの挑戦」でございます。「知事と市町村長とが意見交換を行いながら各地域の課題等について共有し、施策に反映させていくことや、地域発、地域ぐるみの取組の機運を高めていくために、元気な地域づくりを支援していくことは、市町村が地域経営の主役となるために有効な取組であり、今後とも一層推進していく必要がある。」ということでございます。

第3番目でございますが、「健康長寿NO.1確立への挑戦」でございます。「良質な医療の確保に関する取組は着実に成果が上がりつつあるが、医師確保等についての県民の要望は切実であり、取組を推進していく必要がある。」と、「また、急増する自殺者や感染が拡大している新型インフルエンザ等の喫緊の課題への取組を強化するとともに、予防を重視した生活習慣病対策や食育の推進、中小企業を含めたメンタルヘルスケアの体制づくりの支援等、健康長寿社会の確立に向け、取組を推進していく必要がある。」ということでございます。特に新型インフルエンザにつきましても、ここで指摘をしてございます。

「時代を担う多彩な人材育成県への挑戦」、4番目でございます。「学校教育においては、教育環境の整備やキャリア教育の進展等が見られるが、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、的確な分析に基づいて確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む教育を更に推進する必要がある。」、「また、産業を担う人材の育成に関しては、今後も長野県のポテンシャルを生かした個性的な人材養成への取組を進める必要がある。」ということでございます。

挑戦プロジェクトの5項目目でございます。「出産・子育てにやさしい県への挑戦」でございます。「近年の急速な少子化は、結婚、育児、教育、雇用など幅広い分野にわたる様々な社会的要因から生じた現象であるため、地域における出産・子育て支援については、平成20年度設立された『ながの子ども・子育て応援県民会議』を通じて、県内の経済、労働、医療、福祉、教育など幅広い分野の団体や行政機関などが連携・協働して取組を推進する必要がある。」という指摘でございます。

「地球温暖化対策先進県への挑戦」、これも先ほど申し上げましたように、県民の努力にもかかわらず、目標達成がなかなか厳しい状況にあるわけでございます。「県民の地球温暖化防止の意識醸成は進み各種の取組に成果はあらわれているが、温室効果ガスの排出量の削減が進まない状況にある中、県民・事業者・行政が連携した取組や効果的な施策を柔

軟な発想で多面的に推進し、低炭素社会の構築を進めることが重要である。」「また、時代を担う子どもたちの地球温暖化防止対策の意識を高めるため、民間と行政が連携し、環境教育における展開を更に推進する必要がある。」というところでございます。

7項目目でございますが、「減災による安全な県づくりへの挑戦」です。「公共施設の耐震対策や減災に向けたソフト対策は一定の進捗や成果を上げているが、今後も少子高齢化が更に進展することから、地域や自治体の現状に応じた安心・安全の自主防災の体制づくりを進める必要がある。」「県内には自然災害の発生や危険箇所が多いため、防災事業を一層効果的かつ効率的に実施し、安心・安全な県土づくりを進める必要がある。また、自然豊かで優れた景観を有する観光県という特性を踏まえ、環境や景観にも配慮する必要がある。」というところでございます。以上が挑戦プロジェクトに関する評価、意見でございます。

時間の関係もありまして駆け足になってしまいましたが、部会におきましては、これらの項目について、皆様方のご意見を踏まえまして詳細な審議をさせていただきました。それらの過程で、実はこれらの意見をまとめるに当たってさまざまな論点が出てまいりました。私どもも初めての経験でございますので、それらの論点については、部会の中で結論を出してしまうということではなくて、論点として整理をした上、審議会にもご紹介をしたほうがよかろうということになりました。

資料 - 3 をご覧いただきたいと思います。今、私の説明を聞いていただいて、委員の皆様方の中には、いろいろご意見を出していただいて、それが部分的にしか反映されていないとか、割り切り方に問題があるのではないかとか、あるいは、この評価制度自体に対するご疑問とか、いろいろな感想をお持ちの方もおられたかと思えます。私どもも同様に、これはなかなか難しいものであると思えます。これをどのように定着をさせていったらいいのかということではいろいろ悩みました。私どもとしましては、まず評価をとにかくやった上で、論点を明確にし、ローリングをしていくといたしますが、今回1回目でございますから、また、これは県民の皆様からも今後直接ご意見をいただくこととなりますので、県民の皆様のご意見も踏まえながら、また県の評価も踏まえながら、来年につなげていきたいと考えております。

特に部会の中で出た大きな論点をご紹介したいと思います。1つは、この資料 - 3 にございますように、「達成目標から見た施策進捗度」という点でございます。この施策進捗度というものが全面にこの評価書では出ておりまして、これは数値目標で管理をするということです。達成目標という数値を、127の達成目標で数値を掲げて、これについてそれがどこまで達成されたかを数値で管理していくというもので、こういう構成をとっていることのメリットも大きいわけですが、デメリットもございます。そういった観点から見ますと、施策進捗度が全面に出ているために、「取組の主な成果の状況」に記載された内容に、施策進捗度との乖離(かいり)が見られてもそれがわかりにくくなっており、施策進捗度が「取組の主な成果の状況」も含めた施策全体の状況と混同されるおそれがあるのではないかとこのことでございます。

より端的に申しますと、右側の「県の考え方」のところを見ていただくとわかりますが、「主要施策評価調書の『施策進捗度』の表記を、『達成目標から見た施策進捗度』に修正し、」という記載がありますが、施策進捗度というのは、達成目標に対してどれだけ施策が進捗したかということございまして、必ずしも施策全般の現在の状況をあらわしているの

はなくて、我々が定めた達成目標に対して、どの程度それが進捗したかということです。「順調」と書いてあっても、それは私どもが設定した指標に対して、それが「順調」のレベルに達しているということではあります、ではその施策全体が本当に「順調」なのかということです。

例えば端的な例で申し上げますと、経済の関係については非常に厳しい経済情勢があるわけですが、達成目標で定めた目標は、「着実に達成をしてきている」となりますと、評価のほうは「順調」になってしまうのですが、しかし、私どもとしては、取組が本当に「順調」なのかと、政策が「順調」なのかと言われると、疑問を抱かざるを得ない。そこで県でいろいろご検討をいただきまして、「施策進捗度」という言葉を資料の中で使っておりましたが、「達成目標から見た施策進捗度」に修正をしていったほうが良いだろうということです。達成目標の評価を総合化したものであるという趣旨を明示していきたい、まずとりあえず、今回はそういう対応で、県民の皆様の誤解がないようにしていきたいということです。改めて、次年度の評価に向けてよりわかりやすく表現をしていったほうが良いのではないか、「施策進捗度」というのは、「達成目標から見た施策進捗度」ということであるということでございます。

それから2つ目でございますが、評価対象年度よりも前の年度の実績を用いる場合の取扱が統一されていないのではないかとということでございます。サンプルを見ていただきたいと思います。例えば2-03、お手元でございます主要施策評価調書でございますと、75ページをご覧くださいと思います。これは先ほど申し上げたものを含めて、非常に複雑な状況が見えるわけでございます。75ページの資料を見ていただきますと、達成目標の進捗状況というところを見ていただきますと、右側の欄に「順調」、「概ね順調」、「順調」となっておりまして、これは実績値のところを見ていただきますと、平成19年の実績値でございます。しかしながら、平成20年には経済情勢が非常に厳しいということで、この数値が下ぶれしてくる可能性も非常に高いのではないかとということございまして、その点については、実は「取組の主な成果の状況(20年度実績)」の最初の丸の部分にはその旨、県でも明記されております。

それから、先ほど以来問題になっております達成目標から見た「施策進捗度」でございますが、これは「どちらとも言えない」という表現になっております。「どちらとも言えない」というのは、とりようによってはいろいろなとり方があるわけございまして、このどちらとも言えないという評価は、平成20年度の実績値が把握できないため20年度の施策進捗度の表示は困難ということで、「どちらとも言えない」という評価になっております。この辺が若干、まだ整理が不十分ではないかという感じがいたします。例えば前年の値、あるいは数値がない場合の評価の仕方等でございますけれども、ここに数値がなくても施策の状況について精査することは可能でありまして、そういったことを通じて評価をしていくこともできると思います。また判断できない場合、数値が前年のものしかないのに「どちらとも言えない」という表現をすることが、読む人によって間違った解釈をするおそれがあるのではないかとということございまして、これらの点については、県の事務局とご相談をしまして、次年度以降については、こういった表現についてもよりわかりやすい表現を検討していくということでございます。以上が達成目標から見た施策進捗度の部分でございます。

次に、資料-3の中段でございますが、「達成目標」そのものでございます。実は達成

目標、127の項目について掲げたわけですが、既に初年度において目標を達成してしまったものもかなりございます。数えたところ17項目ありましたが、目標値に到達してしまった項目、これをどう取り扱うかということについて部会でもいろいろと意見を交わしました。これなかなかデリケートでありまして、達成してしまっても、また翌年は数値を下回る場合ももちろんあるわけですが、いったん達成すれば、それより更に上の数値になる可能性が高い指標もございます。指標の性格もいろいろでございますし、初年度ということもございまして、達成目標が達成した場合の取扱いについては、今後対応を考えていくということにいたしました。これらについても、2回目、3回目と今後評価を進めてまいります過程では検討していく必要があるかと思っております。

それから、実績値がない場合、先ほど来、何回か申し上げましたが、実績値が出てこない場合、その場合には他の指標をうまく活用して評価をしていく必要があるのではないか、実績値がないので「どちらとも言えない」というのは、県民にとってはわかりにくいのではないか、ということで、この点については、次年度以降の評価においては、県の自己評価においてもいろいろ検討していただけたらということでございます。

最後に挑戦プロジェクトの取扱いでございます。挑戦プロジェクトの進捗状況というものにつきまして、主要施策との位置づけの違い等を踏まえて、評価のあり方について検討していく必要があると、先程来指摘したところでありますが。挑戦プロジェクトは抽象的な目標でございまして、なかなかこれを具体的に数値評価するというようなものになじまないのもございます。そこで挑戦プロジェクトの評価ということについては、今後、更に正規なものを考えていきたいということでございます。

以上が部会での作業の結果でございます。これらの評価の作業を通じまして、いろいろ問題点が出てまいりましたが、私なりに感じた点を若干ご報告したいと思っております。

まず、今回、先ほど申し上げましたように、部会の委員は5人でございますので、5人だけでこういった広範なものを評価していくということは、困難な面もございます。そこで委員の皆様方からは多数のご意見をお寄せいただきました。ありがとうございました。それらの意見も踏まえて、審議会としての意見をまとめさせていただきました。そういう点をまずご報告したいと思っております。

こうしたやり方につきましては、引き続きこの部会の人員が5人ということであれば、そういう形で続けさせていただきたいと思っておりますので、この場を借りてお礼申し上げますとともに、来年以降も引き続きご協力をお願いしたいと思います。

それから、肝心の評価でございます。今回、初年度ではございますが、県は自己評価についてかなり意欲的に取り組んでいただいていると思っております。そういう意味で、初年度としましては、比較的順調に推移してきているのではないかとこのように考えております。ただし幾つかの項目、予断を許さないところもございまして、まだ初年度ですので結果が出てこないというものも多数ございますので、そういった点については、今後も引き続き、審議会としても十分に評価体制を維持させていく必要があるのではないかとと思っております。

少し具体的なことを申し上げますと、中期総合計画では達成目標として127項目ございますが、この127項目のうち75の項目は県民指標でございまして、52が県の活動指標でございまして、県民指標というのは、県の当局だけではなくて、県民をはじめとする様々な方々の主体的な活動の結果が反映された指標でございます。したがって、127の項目をチェック

するという事は、実は県の努力の状況だけではなくて、県内のさまざまな方々の努力や、あるいは経済の情勢そのものも直接に指標に反映をしていくことになるということでございます。そういうことになりますと、実はこの経済情勢が非常に厳しい状況が続いているということは、今回はあまり指標に直接出てこないものも多かったのですが、今後はそういったものが指標に影響することもあるのではないかと思います。そうなりますと、なかなか微妙なことですが、県の行政に関する取組ということだけではなくて、そういった県全体の状況というものが達成目標の数値に直接反映をしていくということで、ある年は非常にしっかりやっていたけれども、翌年は、逆に数値上はあまり十分な状況でないということが出てくる可能性もあるのではないかと、したがって、私からそういうことを言うのも僭越ですが、数値ももちろん大事ではございますが、その数値の背後にある取組というものを、私どもとしてはぜひ見据えながら施策の評価を行っていくことが大事ではないかなと思います。

もう1点、初年度ということで特に気になったのですが、行政施策というのは、単年度で効果が上がるものでないものもたくさんございます。したがって、単年度では見かけ上よく見えても、何年かたつと成果があまり出てこなかったり、逆に単年度では取組が十分でないように見えても、実は中・長期的な視点に立ってしっかりした取組、基礎的な部分についての取組を行ってきているケースもあるかと思っておりますので、私どもが評価をする立場からは、そういった問題について単純に即効的な、あるいは数値的なもので評価するだけではなくて、県の取組状況を全体としてきちんと把握をしていく必要があるのではないかと感想を持ちました。

いずれにしても、この評価制度につきましては、継続してやっていくことが重要かと思っております。その過程で、委員の皆様も、今、申し上げましたような観点からは、数値上のこととは別に、いろいろ行政に関する評価、政策に関する評価というもので論点が出てくる場合もあるかと思っておりますので、そういったものを次年度以降に十分に活かしながら、また、県の自己評価にもそういった点を活かしていただきながら、政策評価部会として、引き続きこういった助言をまとめていきたいと考えている次第でございます。

大分長時間になりましたが、これまで4回の部会での検討結果、以上でございます。

(小宮山会長)

ありがとうございました。それでは部会員からの補足説明、あるいは事務局からの説明がございましたら、ここでお願いしたいと思います。

特に補足的な説明はございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

政策評価部会の皆様には、極めて短期間にこの当審議会の意見の案をおまとめいただきまして感謝申し上げます。また、「政策評価部会の部会委員以外の委員の方にも多くのご意見を出していただき、この部会での審議を深め、より広範な意見を案としてまとめることができた。」と、今、部会長さんからのご報告がございました。誠にありがとうございました。

それでは、ただいまの報告、それから説明につきまして、ご質問、あるいはご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、順にお願いしたいと思います。ご意見をよろしく願います。

(小林委員)

意見といたしますか、質問といたしますか、考え方についてお聞きしたいことがあります。

会長さんのお話にございましたように、7月14日以降、部会を4回も開き、政策評価部会の委員さん方には精力的にここまで審議されたのは、大変お疲れ様でございました。敬意を表し感謝を申し上げたいと思います。

その中で、今、樋口部会長さんからお話ございました中で、県が自己評価をするにあたり、施策の進捗度について考え方を変えるというようなお話がございました。この評価調書の今の進捗度が「順調」である、あるいは「どちらとも言えない」というようになっていくわけですが、今のような考え方でやっていきますと、その評価、進捗度の評価が変わっていくことになるわけですか。そういうことではないのですか。それが1点です。

それから、ここで今日、審議会の意見として決められるということですが、これが公表されるわけですね。ですから、細かいことになってしまって恐縮ですが、的を射ているかどうかわかりませんが、お聞きします。

まず3-07と4-01のところですが、3-07の「誰もが安心できる日常生活の生活支援の充実」のところの「より多面的な資料等に基づいた分析を行い」ということはそのとおりだと思うのですが、これと似たような考え方の中で、4-01の中では、「概ね妥当」であるが、より多面的な資料等に基づいて的確な分析を」と、こちらのほうは「的確な分析」と入っているのですけれども、これは何か違いがあるのでしょうか。

それともう一つは、6ページの5-07に「都市基盤計画の見直しについて」ということがあります。この都市基盤計画というのは、都市計画の見直しということと当然同じようなことだと思うのですが、その都市基盤の範囲について伺いたいものですから、教えていただければと思います。

(小宮山会長)

部会長、あるいは事務局からお願いいたします。

(土屋政策評価課長)

政策評価課長の土屋でございます。今、ご質問、ご意見いただきました点でございますが、まず1つ目の、「達成目標から見た施策進捗度」の点でございます。樋口部会長からもご説明がございましたし、また今日の資料-3の課題と論点といったところにも掲げてございますけれども、まず達成目標の進捗状況を判断して、それを総合化して施策進捗度という形で評価しているものです。施策進捗度というのを、数字として評価された区分によって、「全体として順調」などという形で出しているものです。

その課題にありますように、施策進捗度として出ているものと、その施策全体の状況とが必ずしも一致していないものもあると、そういったような反省もございます。例えばこの施策進捗度の関係でいきますと、これは樋口部会長の説明にもありましたが、2-08は、例えば雇用の関係ですが、これは達成目標として選んでいる指標は、育児休業取得率など働きやすい環境づくり等を指標として選んでいます。これですと、「全体的に順調」というふうに評価されるんですが、そのあとの取組の状況とか課題のほうを見ていただきますと、課題が多いといったことで分析をしているわけです。

こういった施策進捗度という形で出ているものと、取組の成果等の間での乖離(かいり)といったことも出ておりました、そこら辺を解決するために、まず評価調書の上で「施策進捗度」という言葉を「達成目標から見た施策進捗度」ということで、施策進捗度というのが全般的なものではなくて、よりその達成目標上の、ある意味限定されたものという、そういった位置づけであるということを確認するような形での調書の修正は行います。それと、この評価全体の評価調書を出していく上でも、そういった点で、県民の皆様の誤解がないような形での工夫ということにはさせていただきたいと思っております。

続いて、3 - 07と4 - 01についてのご指摘がございましたけれども、3 - 07については、146ページをお願いしたいと思いますが、3 - 07については、まず達成目標として「母子家庭の母の就業率」、これを掲げているわけがございます。これについては、この指標の統計上の制約がございまして、現在、実績がないわけです。この項目については、達成目標として掲げているのがこれだけ、この項目一つだけが達成目標として掲げられているわけがございます。

こういったことを踏まえまして、ひとつだけの達成目標の数値がとれていないという、こういった状況を踏まえまして、実績値が得られないため、より多面的な資料等に基づいて、できるだけほかに得られるデータ等を有効に活用しながら、できるだけ確かな評価をしていく必要がある。そういう部会でのお考えを反映してこういった表現にさせていただいております。

一方、4 - 01については、具体的な話なのでご覧いただきたいと思いますが、184ページをお願いしたいと思います。4 - 01でございましてけれども、これは達成目標としては幾つかの項目が得られて、それぞれその達成目標の進捗状況についての評価をしているわけがございますけれども、ここに掲げられている達成目標以外にも、教育にかかわるいろいろなデータ等も分析しながら、全体としての確かな評価をしていくべきではないかという部会のご意見を表現させていただいたということがございます。

それから、5 - 07に「都市基盤計画の見直し」ということが書いてございますけれども、これは具体的には、例えば都市計画道路の都市計画決定がされても、長い期間がたっても実施されていないものがあるとか、そのような状況があって、市町村においても都市計画決定の見直し、そのあり方といったものが課題になっているということもございますので、そのようなことを念頭に置きながら指摘させていただいたということがございます。以上でございます。

(小林委員)

ありがとうございました。

(小宮山会長)

ほかにはいかがでしょうか。

(矢澤委員)

今のお話のところですが、達成目標から見た施策進捗度の修正について、指標の関係ですけれども、5年間評価をやっていくということですから、目標から見た、よくあらわしている指標があるとすれば、今までの指標は指標として継続し、新たに追加をしていただ

く指標を設けていただいたほうがいいのではないかと思います。例えば失業率だとか、先ほどの生産額ではなくて、指標を出すのが所得だとすれば、個人所得だとか、そういう仮に使える指標があれば、それを追加していただければ、実際の目標から見たものをあらかず場合にはいいのではないかと思います。

(樋口委員)

その点は、私どもの部会でも、まさにご指摘のとおりだというふうに考えております。県がこれから、来年以降、自己評価を行う際に、そういった他の指標についても表示していただく、あるいは指標がない箇所については、指標にかわるチェックをしていただくというようなことを少しご検討いただくということで、私どもとしてもお願いをしているところであります。技術的に可能なものについては、積極的に県の自己評価の中に取り込んでいただいて、その自己評価していただいたものを、私どもとして第三者評価をさせていただき、そういう形でご意見のような形で進めていきたいと思っております。

(小宮山会長)

では、このようなものが全部載るということではなくて、審議会の委員意見として、これを記録にとどめるということによろしいですか。

(樋口委員)

資料 - 3 のところで問題提起をさせていただいております。何か所かありますが、例えば達成目標のところ、まず実績がない、前年度実績がない場合というのがあります。また、先ほど申し上げましたように、達成目標のほうでは目標を達成してしまったものもあります。その扱ひも含めてですが、実績値がない場合、達成してしまっている場合、あるいは他の指標できちんと把握していく必要があると考えられる場合、抽象的ではございますが、今、ご指摘のように、例えば指標を示したり、項目を挙げてチェックをしていきたいということです。

それで、今回の意見の中で、幾つかの点については、既に項目を挙げて資料 - 3 にそういったことをチェックすべきだという意見を入れておりますが、実際には更にいろいろあると思いますので、部会での過程でもご意見が出ましたし、委員の方からもご意見をいただいておりますので、これにつきましては次年度以降、評価において県の自己評価の段階からそれを取り入れた評価書というものをつくっていただいて、改良を加えていきたいということです。

ですので、資料 - 3 のところに、方針としては触れさせていただいたつもりです。ご了承いただければ、これを県にお願いしたいと思っております。

(小宮山会長)

資料 - 3 でそれが含まれると考えていいですか。

(樋口委員)

今、可能なものは、含めさせていただきました。それ以外にも、この制度のひとつ、評価制度の全般として、ほかにもそういった項目が出てくる可能性がありますので、それに

についてはこの資料 - 3 をご了解いただければ、これに基づいて、県で次年度以降にご検討いただくと、そういうことになろうかと思います。

(小宮山会長)

そういう取扱でよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(小宮山会長)

ありがとうございました。そのほかには何かございますか。小口委員どうぞ。

(小口委員)

7ページの挑戦プロジェクトの「健康長寿NO.1 確立への挑戦」というところの内容ですけれども、前回、部会の際に発言しておけばよかったのですが、長生きをするということに関しての意見の案がずっと記載されているのですけれども、できればその下に、「長生きするだけではなくて、高齢者がいきいきと生活する」というところも、主要施策の中にもあるものですから、その言葉を入れていただければと思います。文章に関しましては、会長、部会長にお任せしますので、お願いできればと思います。

(小宮山会長)

ありがとうございます。

(樋口委員)

これについてもご意見を承りましたので、もし皆様がよろしければ、会長とご相談の上、対応させていただきます。それ以外にも字句の誤り等に関することについては、若干の修正はご相談させていただきます。

(小宮山会長)

わかりました。貴重なご意見だと思いますので、これは取り上げたいと思います。よろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。

ほかに何かございましたら、この際ですのでお願いします。特にございませんでしょうか。

ありがとうございました。今の字句の訂正、あるいは小口委員のご意見の趣旨を入れるなど、若干、修正のご提案がございました。これにつきましては、それでは部会長と私のほうで検討させていただいてよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(小宮山会長)

それでは、若干の修正が入ると思いますが、当審議会の県の自己評価に対する意見として、部会からの報告がありましたこの意見（案）については、案のとおりとしてまとめさせていただきますようお願いいたします。

（出席委員）

はい。

（小宮山会長）

ありがとうございました。

それでは修正が入りましたら、その修正につきましては、繰り返しになりますが、部会長と私にご一任いただきまして、後日、事務局から資料を送付させていただくことにいたします。そのようにご了承いただけますでしょうか。

（出席委員）

はい。

（小宮山会長）

ありがとうございました。それでは、そのように決定をさせていただきます。

それでは会議事項の「その他」でございます。せっかくの機会でございますので、何か全般にわたりまして、関連したご意見、あるいはご要望等がございましたら伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。ありがとうございました。

本日の議事は、以上で終了とさせていただきます。委員の皆様方にはご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

（吉沢企画幹）

小宮山会長並びに委員の皆様、長時間にわたるご審議、本当にありがとうございました。本日の審議会におきまして出していただきましたご意見をもとに、今後、県といたしまして対応方針をまとめていく予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総合計画審議会を閉じさせていただきます。

本当にありがとうございました。